

# 狭あい道路拡幅整備事業の流れ

市が「狭あい道路整備促進区域」  
「対象路線」に認定

自治会等からの要望により、要件に該当する場合に  
認定を行います。

対象路線に接する土地で、建築行為等をされる場合

## 事前協議

建築主等が事前協議書を提出

建築主等と市が事前協議

建築主等と市が  
事前協議確認書の締結

事前協議の内容は次の通りです。  
①後退用地等の形状及び面積に関する事。  
②後退用地等の取得方法及び所有権移転登記に関する事。  
③支障物件の移転等に関する事。  
④工程の調整に関する事。

市が測量・支障物件調査

## 用地の手続き

★用地を寄附して頂く場合

土地所有者が寄附申込書を提出

★用地買収をする場合

土地所有者と市が  
土地売買契約の締結

## 支障となる物件の移転等

建築主等と市が  
物件移転契約の締結

建築主等が支障物件移転等の工事

水道メータ、下水道公共樹  
等の移転は、市または建築  
主等が行います。  
(施工者は、事前協議で決  
定します。)

市が分筆登記・所有権移転登記

支障物件移転等の工事が完了後、市が現地確認等を行います。

市が用地費・補償費・報償の支払い

市が後退用地等の整備

お問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地

鳥取市役所 都市企画課

TEL : (0857) 30-8323

FAX : (0857) 20-3953

E-mail : tosikikaku@city.tottori.lg.jp

建替えなどにあわせて**道路を拡げ**

**安全・安心なまちづくり**

にご協力を

狭あい道路拡幅整備事業

**鳥取市**

(令和2年2月作成)

# 狭あい道路は、住民の皆さまと鳥取市が協働して取り組むことにより改善されていきます。

## 狭あい道路では...

幅員が4mに満たない道路（狭あい道路）では、以下のような問題を抱えています。

### 災害時においては

- 消防車や救急車が入りにくい。
- 地震のとき、避難がしにくい...



### 日常生活においては

- 歩行者や自転車の通行が危険。
- 車のすれ違いがしにくい...



## 建物を新築・増改築するときなどにあわせて...

建物を建築等するときには、幅員4m以上の道路に敷地が2m以上接している必要があります。このため、狭あい道路に接する敷地で建築等する場合、道路中心線から2m後退しなければなりません。  
(建築基準法第42条第2項、同法第43条第1項)  
 この後退にあわせて住民の皆さまと市が協力し合って拡幅整備を順次していくことにより、道路としてのネットワークを整備することができます。

## 狭あい道路拡幅整備事業とは...

狭あい道路拡幅整備事業は、特に狭あい道路が多い地域である「狭あい道路整備促進区域」にあって、住民の皆さまが主体となって狭あい道路の整備計画を定められた「対象路線」に対して、住民の皆さまと市が協働して狭あい道路の改善を図るものです。

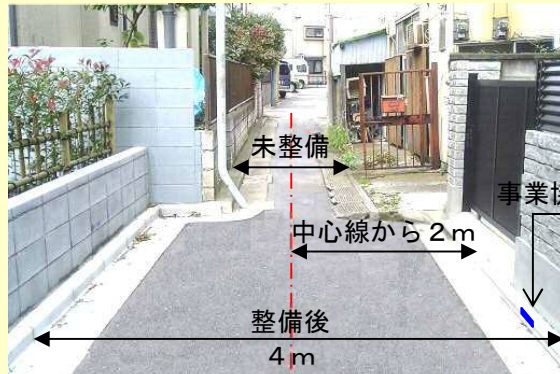
### 【整備イメージ】

#### 従来



住宅は中心線から2m後退しているが、ブロック塀や庭木が残り、道路として利用できない。

#### 事業実施

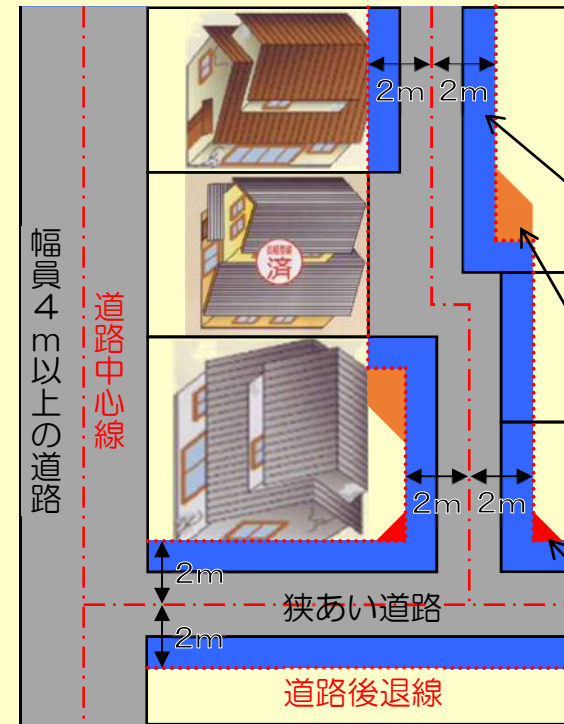


建替えにあわせて舗装することにより、道路空間を確保する。順次建替えが進めば道路ネットワークが整備できる。

## この制度の概要

対象路線に接する土地において、建築基準法により後退した用地を市に寄附等して頂くことに併せて、市が次のような支援を行い、狭あい道路の改善の促進を図ります。

### ★用地について



- 用地測量・分筆登記・所有権移転登記は、市が行います。
- 道路中心線から2m以下の用地（青色の部分）は、寄附により整備を進めます。  
寄附をした用地の面積に応じて、報償（鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」のポイント）を受けることができます。
- 道路の形状を整えたり退避所の整備のために、道路中心線から2mを超える用地（だいたい色の部分）が必要となる場合は、市が買取します。
- 隅切り部（赤色の部分）は、市が買取します。

### ★支障物件移転等に対する補償内容について

「補償算定基準書」に基づき金額を算定し、以下のものについて補償を行います。

補償対象
ブロック積塀、コンクリート塀その他これらに類するものの撤去に要する費用
上記以外の塀、門、擁壁その他これらに類するものの移設に要する費用
生垣の伐採又は移植に要する費用
立木の伐採又は移植に要する費用(ただし、幹周30cmのものの算定額を上限とする)
水道メータ、下水道公共柵その他これらに類するものの移設に要する費用 (上記の施工者が建築主等の場合)

### ★後退用地等の整備について（上図の青色・だいたい色・赤色部分）

後退用地等の整備は市が行い、事業協力表示板を設置することにより事業啓発を行います。

### 【事業協力表示板イメージ】

